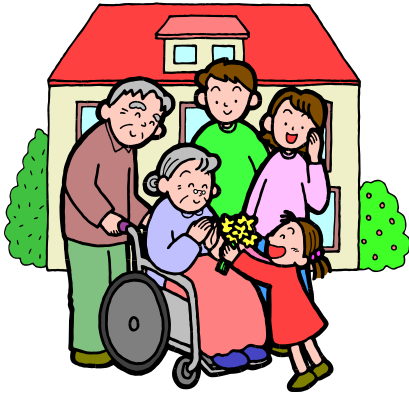


《虐待を発見したら、至急通報してください！》



障害者が、家族、施設等職員、会社の事業主などに虐待(確証の有無問わず)されているのに気づいた場合は、一人で抱え込まずに、至急、下記連絡窓口へ通報してください。早めの対応や支援が、虐待を受けている障害者のみならず、その家族等が抱える問題解決へ糸口となります。

■障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法(正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、障害者に対する虐待を防止するとともに、障害者の権利を守るための法律です。

法律では、虐待に気づいた場合はすべての方へ通報義務が課せられています。障害者虐待を防ぐためには、一人ひとりが問題を認識し、小さな兆候を見逃さずに早期発見することが大切です。

魚沼市障害者虐待防止センター

TEL 025-792-9767

受付窓口:市民福祉部福祉支援課

※24時間対応



■対象となる障害者

次のような障害がある方で、心身の障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活に援助が必要な方が対象となります。

(18歳未満の方、障害者手帳等を所持していない場合も含まれます)

身体障害者	主に手や足、目、耳、内臓機能に障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な方
知的障害者	主に先天性や出生時などに脳へ障害を受けたことにより、知的の発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な方
精神障害者 (発達障害を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症などの病気や脳機能の障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な方
その他	心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活に援助が必要な方



■障害者虐待の定義

障害者虐待防止法では、障害者虐待を3つに分けて次のように定義しています。

養護者による虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居している方などによる虐待。

障害者福祉施設 従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所等で働く職員による虐待。

使用者による虐待

障害者を雇用して働かせている事業主などによる虐待。

■障害者虐待の例 ～こんなことが虐待に～

障害者に対する次の行為が虐待とみなされます。また、これらの行為は障害者に限らず、高齢者虐待、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）に共通する部分があります。

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって、障害者の身体に傷や痛みを負わせる行為。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。	平手打ちにする、殴る、蹴る、つねる、縛りつける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる 等
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要、無理やりにわいせつな行為をしたり、させたりすること。	性交、性器への接触、裸にする、キスをする、わいせつな話をする、映像を見せる 等
心理的虐待	脅し、侮辱するような言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えること。	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する 等
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えない、金銭の使用を制限すること。	年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えない・使わせない 等
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助を行わない。必要な福祉サービス等を受けさせないなどして、生活環境や心身状態を悪化させること。	十分な食事や水分を与えない、不潔な住環境で生活させる、医療・福祉サービス・教育を受けさせない 等